

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月2日
【会社名】	三菱電線工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI CABLE INDUSTRIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 本間 久義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル内
【電話番号】	東京03(3216)1551(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部主席部員(総務・広報グループ) 馬着 一侍
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル内
【電話番号】	東京03(3216)1551(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部主席部員(総務・広報グループ) 馬着 一侍
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,999,999,955円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	74,626,865株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株であります。

（注）平成22年3月24日（水）開催の取締役会決議によるものであります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	74,626,865株	4,999,999,955	2,537,313,410
一般募集			
計（総発行株式）	74,626,865株	4,999,999,955	2,537,313,410

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。増加する資本準備金の額の総額は2,462,686,545円であります。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
67	34	1株	平成22年4月20日（火）	-	平成22年4月20日（火）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．上記株式を割当てた者から申込がない場合は、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

3．発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

##### （3）【申込取扱場所】

店名	所在地
三菱電線工業株式会社総務部	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

##### （4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,999,999,955	-	4,999,999,955

## (2)【手取金の使途】

今回の新株式発行総額4,999百万円は、当社の財務基盤の強化を図るため、平成22年6月末までに短期借入金の返済に充て、資金調達コストの削減を図る予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	三菱マテリアル株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第84期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 平成21年6月26日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第85期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日） 平成21年8月10日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第85期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日） 平成21年11月9日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第85期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日） 平成22年2月9日 関東財務局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式216,277,703株（保有割合100%）を保有しております。
	人事関係	割当予定先の常務取締役1名が、当社の監査役を兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	電装部品事業において共同開発を行っております。	
	取引関係	原材料の仕入れを行っております。	

## c．割当予定先の選定理由

当社は、不安定な市場環境に対応するため、電装部品事業の主力である自動車向けハーネス事業を大幅に縮小することとし、さらに、汎用光ファイバケーブル等の収益回復が見込めない事業についても撤退することを平成21年11月27日の当社取締役会において決定いたしました（以下「今次事業構造改革」）。当社は、今後、一層のコスト削減はもとより、選択と集中により継続する事業の強化等に注力し、安定収益の確保、さらには持続的成長を目指してまいります。今次事業構造改革を断行することに伴い約40億円の特別損失の発生が見込まれることから、早期の財務基盤の強化が求められるところであります。そのため、当社の完全親会社である三菱マテリアル株式会社（以下「三菱マテリアル」）を割当予定先として選定し、増資を行うことを決定したものであります。

## d．割り当てようとする株式の数

割当予定先である三菱マテリアルに割り当ててる株式の総数は74,626,865株であります。

## e．株券等の保有方針

割当予定先からは、株式の保有方針について、中・長期保有するとの報告を受けております。

## f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先である三菱マテリアルの直近の有価証券報告書（平成21年6月26日提出）および四半期報告書（平成22年2月9日提出）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、今回の第三者割当の払込みに要する資金の状況として問題ないと判断しております。

## g．割当予定先の実態

割当予定先である三菱マテリアルは、当社の完全親会社であり、東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に上場している上場会社であることから、反社会的勢力との関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 発行条件の算定根拠

発行価格（払込金額）は、平成22年3月12日を効力発生日とする当社と三菱マテリアルとの株式交換における三菱マテリアルの当社株式取得簿価（67円）に基づき算定しております。なお、今回の第三者割当の割当先は当社の完全親会社である三菱マテリアルのみであり、会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」であるか否かの問題は発生しないと判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当により発行される新株式74,626,865株に係る議決権数は74,626個であり、当社の現在の総議決権数216,277個に占める割合が34.5%となることから、今回の第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
三菱マテリアル 株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目3番2号	216,277,703	100	290,904,568	100
計	-	216,277,703	100	290,904,568	100

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、早期の財務基盤の強化が求められる状況の中、確実な方法により資金調達を行う必要があることから、三菱マテリアルと協議を行った結果、三菱マテリアルを割当予定先とする第三者割当により資金調達を行うことが最善の策であるとの結論に至り、今回の第三者割当を実施することといたしました。

## (2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響

当社取締役会では、三菱マテリアルが当社唯一の株主であり、今回の第三者割当について大規模な第三者割当による影響はないものと判断しております。

## (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の第三者割当においては、三菱マテリアルは当社の完全親会社であり、株式の希釈化の問題も発生しないと考えられることから、株主である三菱マテリアルの利益を損なわないものと判断いたしました。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第147期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年4月2日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年4月2日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の第147期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成21年10月30日提出の臨時報告書〕

#### 1．提出理由

当社の取引先に対する売掛債権について、取立不能または取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

#### 2．報告内容

##### (1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称 三新電線株式会社  
住所 愛知県岡崎市滝町字河原ヶ60番地2  
代表者の氏名 森村 康正  
資本金の額 27百万円

##### (2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成21年10月9日付で同社の代理人弁護士より同社の負債につき破産手続によって処理したい旨の通知を受けました。

##### (3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

売掛債権 72百万円  
手形債権 266百万円

##### (4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

上記債権につきましては、同社が有する土地・建物に根抵当権を設定するなど担保を取得しておりますが、回収不能見込額（279百万円）については平成22年3月期第2四半期決算において必要な引当処理を行い、特別損失に計上いたします。

〔平成21年11月27日提出の臨時報告書〕

## 1. 提出理由

当社は、平成21年11月27日開催の取締役会において、三菱マテリアル株式会社（以下「三菱マテリアル」）との間で、三菱マテリアルを完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）に関する株式交換契約の締結を決議し、同日付で三菱マテリアルとの間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## (1) 当該株式交換の相手会社について

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号 三菱マテリアル株式会社

本店の所在地 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

代表者の氏名 取締役社長 井手 明彦

資本金の額 119,457百万円（平成21年3月31日現在）

純資産の額 （連結） 421,934百万円（平成21年3月31日現在）  
（単体） 288,047百万円（平成21年3月31日現在）

総資産の額 （連結） 1,732,003百万円（平成21年3月31日現在）  
（単体） 1,135,928百万円（平成21年3月31日現在）

事業の内容 セメント・セメント二次製品等の製造・販売、銅・金・銀等の製錬・加工・販売、超硬製品・高性能製品等の製造・販売、機能材料・電子デバイス製品・多結晶シリコン等の製造・販売、飲料用アルミ缶・アルミ圧延品等の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

（連結）

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	1,452,108	1,659,286	1,424,114
営業利益（百万円）	78,758	100,146	35,134
経常利益（百万円）	107,188	135,984	40,046
当期純利益（百万円）	71,382	74,268	6,106

（単体）

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	755,013	922,546	712,758
営業利益（百万円）	28,482	34,413	6,042
経常利益（百万円）	43,562	53,609	35,657
当期純利益（百万円）	12,830	26,814	15,033



## 大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成21年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口、信託口9）	6.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.67%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.88%
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.29%
日本生命保険相互会社	1.54%

## 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	三菱マテリアルが当社の発行済株式総数の36.7%（間接保有分0.2%を含む）を保有しております。また、当社は三菱マテリアルの株式を保有しておりません。
人的関係	三菱マテリアルの常務取締役1名が、当社の監査役に就任しております。
取引関係	三菱マテリアルは当社に対して電気銅、銅荒引線等の販売を行っております。

## (2) 当該株式交換の目的

当社は事業構造改革の一環として電装部品事業および機器部品事業の育成・強化に積極的に取り組んでまいりました。その一方、昨年来の米国金融市場の混乱を契機とする世界同時不況により自動車市場が急激に縮小する等、厳しい経営環境が続き、自動車向けを中心とする当社の電装部品事業は大幅な収益悪化を余儀なくされておりました。当社は、この急激な経営環境の悪化に対処すべく、電装部品事業の構造改革、全社的なコスト削減等を推進し、その効果は一部現れたものの、不安定な市場環境に対応するため、今般、電装部品事業の主力である自動車向けハーネス事業を大幅に縮小することとし、さらに、汎用光ファイバケーブル等の収益回復が見込めない事業についても撤退することを決定いたしました（以下「今次事業構造改革」）。当社は、今後、一層のコスト削減はもとより、選択と集中により継続する事業の強化等に注力し、安定収益の確保、さらには持続的成長を目指してまいりますが、今次事業構造改革を断行することに伴い約40億円の特別損失の発生が見込まれることから、早期の財務基盤の強化が求められるところであります。

一方、三菱マテリアルは当社の発行済株式総数の36.5%を保有する筆頭株主であり、長年にわたり電線素材である銅荒引線の販売や製品開発などを通じ密接な関係を築いてまいりました。また、当社の事業構造改革に関連して、平成18年7月に当社が実施した第三者割当増資の引受けや自動車向け電装部品の共同開発を通じ、当社の戦略事業の発展に協力してまいりました。三菱マテリアルは、今後、低炭素社会への取り組みが強化される中で、クリーンエネルギーとしての電気の使用が増加し、導電性、加工性等に優れた銅製品の需要が伸張するとともに要求される品質も高度化していくと考えております。

このような状況を踏まえ、三菱マテリアルと当社とで上記諸課題に対する対応策を検討した結果、当社が今次事業構造改革を断行するためには、短期的な業績の変動に左右されることなく機動的な経営判断を行うことができる経営体制を構築することが必要であると判断いたしました。また、かかる経営体制の構築は喫緊の課題であることを考慮した結果、株式交換により当社を三菱マテリアルの完全子会社とすることが、迅速性および当社の経営の機動性の観点等から最適であると判断いたしました。

三菱マテリアルとしましては、当社の完全子会社化により、当社の財務基盤強化を機動的かつ柔軟に実施することが可能になるとともに、両社の関係がより一層深化し、当社の持つ様々な技術および強固な顧客基盤と三菱マテリアルの無酸素銅およびその合金技術を組み合わせることで、市場の多様なニーズにより的確に応える様々な新製品の開発、販売が可能となり、ひいては、三菱マテリアルグループの銅事業を強化できるものと考えております。

また、三菱マテリアルにとって、当社の完全子会社化とその財務基盤の強化は、三菱マテリアルグループ全体の信用力維持にも繋がるとともに、グループ経営の機動性を高め、当社の今次事業構造改革の確実な実行およびさらなる発展を目指すことが可能になると考えております。

以上のとおり、三菱マテリアルと当社は、三菱マテリアルによる当社の株式交換による完全子会社化が、当社より迅速かつ確実な事業構造改革を可能とし、ひいては三菱マテリアルグループの企業価値の最大化に寄与するものであるため、両社の株主・従業員・取引先等のステークホルダーの皆様にも最善の策であるとの結論に至ったものであります。

## (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

## 株式交換の方法

三菱マテリアルを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、三菱マテリアルにおいては、会社法第796条第3項に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、当社においては、平成22年2月9日に開催予定の臨時株主総会において承認を受けたうえで、平成22年3月12日を効力発生日とする予定です。

## 株式交換に係る割当ての内容

会社名	三菱マテリアル (完全親会社)	当社 (完全子会社)
株式交換比率	1	0.32

## (注) 1. 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、三菱マテリアルの普通株式0.32株を割当て交付します。ただし、三菱マテリアルが保有する当社の普通株式78,973,725株については、株式交換による株式の割当ては行いません。なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

## 2. 株式交換により交付する株式数等

本株式交換に際して、普通株式35,940,021株（小数点以下切捨て）を新たに発行し、自己株式（普通株式）8,000,000株と合わせた43,940,021株（小数点以下切捨て）を割当交付する予定です。本株式交換により割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

## その他の株式交換契約の内容

当社は三菱マテリアルとの間で、本日、株式交換契約を締結いたしました。また、当社は、平成22年2月9日開催予定の当社臨時株主総会において株式交換契約の承認を求める予定です。株式交換契約の内容は以下のとおりです。

## 株式交換契約書

三菱マテリアル株式会社（住所：東京都千代田区大手町一丁目3番2号、以下「甲」という。）と三菱電線工業株式会社（住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号、以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、本契約に従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

## 第2条(本株式交換に際し交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際し、普通株式35,940,021株を発行し、効力発生日(第5条において定義する。以下同じ。)の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主(但し、甲を除く。以下同じ。)に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.32株の割合をもって割当交付する。
2. 前項の場合において、同項所定の株主に対して、交付しなければならない甲の株式数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

## 第3条(甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換により、増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則の規定に従い別途甲が定める額
- (3) 利益準備金 0円

## 第4条(株式交換契約書承認総会等)

1. 乙は、平成22年2月9日を開催日として株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、必要に応じて甲乙協議の上、この開催日を変更することができる。
2. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。但し、本株式交換について、会社法第796条第4項に従い甲の株主総会の承認を要する事態となった場合には、甲乙協議の上、その対応を決定する。

## 第5条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、平成22年3月12日とする。但し、株式交換手続の進行に及び必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第6条(会社の財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結の日から本株式交換の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

## 第7条(株式交換の条件変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営状態等に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第8条(本契約の効力等)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第4条第1項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 本株式交換について法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合

## 第9条(協議条項)

本契約に定める事項の他、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月27日

甲 東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
三菱マテリアル株式会社  
取締役社長 井手 明彦

乙 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
三菱電線工業株式会社  
取締役社長 本間 久義

#### (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### 算定の基礎および経緯

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定の公正性を期すため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、三菱マテリアルは野村證券株式会社（以下「野村證券」）を、当社はPWCアドバイザリー株式会社（以下「PWC」）を、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として任命し、それぞれ株式交換比率の算定を依頼いたしました。

野村證券は、三菱マテリアルについては、三菱マテリアル株式が東京証券取引所および大阪証券取引所に上場し、市場株価が存在すること等から市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成21年11月26日の株価終値および算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の株価終値の平均値）を採用して算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所に上場し、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成21年11月26日の株価終値および算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の株価終値の平均値）を採用して算定を行いました。また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」）を採用して算定を行いました。

各評価手法による当社の株式1株に対する三菱マテリアルの株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.339～0.373
DCF法	0.263～0.341

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、平成21年11月26日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

PWCは、三菱マテリアルについては、三菱マテリアル株式が東京証券取引所および大阪証券取引所に上場し、市場株価が存在すること等から市場株価基準方式を採用して算定を行いました。当社については、当社株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式を採用し、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式（以下「DCF方式」）を採用して算定を行いました。なお、市場株価基準方式では、最近における両社株式の市場取引状況を勘案のうえ、平成21年11月26日までの過去2週間、1ヶ月間、3ヶ月間の各期間の出来高加重平均値および終値平均値を採用しております。

各評価手法による当社の株式1株に対する三菱マテリアルの株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.339～0.373
D C F方式	0.305～0.443

P w Cは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を実施しておりません。また、両社とその関係会社の資産および負債(簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。P w Cによる株式交換比率の算定は、平成21年11月26日現在までの情報と経済条件等を反映したものであります。

なお、P w Cによる株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

両社は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ平成21年11月27日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率は双方の株主にとっても妥当なものであると判断し、合意に至り、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の合意により変更されることがあります。また、当社の事業計画は、主に自動車向けハーネス事業の大幅な縮小により一時的な損失が出るものの、将来にわたり収益性改善を見込んでいることから、一定の期間を経て増益を見込む結果となっております。

#### 算定機関との関係

野村證券およびP w Cはいずれも三菱マテリアルまたは当社の関連当事者には該当いたしません。

- (5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号 三菱マテリアル株式会社

本店の所在地 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

代表者の氏名 取締役社長 井手 明彦

資本金の額 119,457百万円

純資産の額 現時点では確定しておりません。

総資産の額 現時点では確定しておりません。

事業の内容 セメント・セメント二次製品等の製造・販売、銅・金・銀等の製錬・加工・販売、超硬製品・高機能製品等の製造・販売、機能材料・電子デバイス製品・多結晶シリコン等の製造・販売、飲料用アルミ缶・アルミ圧延品等の製造・販売

〔平成21年12月4日提出の臨時報告書〕

## 1. 提出理由

当社は、下記のとおり当社および連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

### (1) 当該事象の発生日

平成21年11月27日 取締役会決議

### (2) 当該事象の内容

当社は、平成21年11月27日開催の取締役会において、次のとおり、自動車用ハーネス事業を大幅に縮小するほか、汎用光ファイバケーブル等収益回復が見込めない事業から撤退するとともに、事業規模に見合う要員体制の再構築を行うことを決議いたしました。

#### 1) 本施策実施の目的

昨年来の米国金融市場の混乱を契機とする世界同時不況により、自動車市場が急激に縮小する等厳しい経営環境が続き、自動車向けを中心とする当社の電装部品事業は大幅な収益悪化を余儀なくされ、平成21年3月期において大幅な損失を計上いたしました。

これを踏まえ、当社は、電装部品事業の構造改革、全社的なコスト削減等を推進し、事業の選択と集中を加速して早期に収益を回復させることを経営の最重要課題として取り組んでまいりました。その結果、電装部品事業の国内の拠点統合や海外を含む要員体制の見直しを行い、一定のコスト削減効果が現れたものの、世界的な不況の影響もあり、当期においても期間損益の黒字回復を見ず、平成22年3月期第2四半期における当社の連結純資産は61億円まで減少し、早期の財務基盤の強化と収益力の改善が喫緊の課題となっております。

そこで当社は、不安定な市場環境に対応するため、自動車用ハーネス事業について大幅に縮小するほか、汎用光ファイバケーブル等収益回復が見込めない事業から撤退するとともに、平成21年11月27日に臨時報告書を提出しておりますとおり三菱マテリアル株式会社の完全子会社になることにより、経営基盤の安定化を図ることといたしました。

これにより当社の事業規模が縮小するため、全社レベルでの要員体制の見直しを行うとともに、今後は、ケーブル事業、機器部品事業の両事業を軸に、光部品、自動車用部品（電子部品を含む）等の収益事業へ傾注することで経営基盤の早期回復を図り、今後の持続的成長を目指してまいります。

なお、要員体制の見直し等につき、本日以降、当社労働組合と協議に入る予定です。

#### 2) 本施策の概要

##### 自動車用ハーネス事業の大幅縮小について

大口顧客に対する自動車用ハーネスの納入については原則として平成22年6月末をもって終了するとともに、国内外の事業体制の抜本的な見直しを行います。

なお、自動車用部品（電子部品を含む）については、今後も事業を継続・強化いたします。

##### ケーブル事業の不採算品種の撤退について

汎用光ファイバケーブル、F T T H用製品（家庭向け光配線機器類）、光通信工事、フロアヒーティング工事については原則として平成22年3月末をもって撤退いたします。

##### 要員体制の見直し

全社の要員計画について見直しを行い、グループ会社を含めた配置転換を推進するとともに早期退職募集を実施いたします。

なお、早期退職の実施日（退職日）は平成22年6月末を想定しており、募集対象、募集人員、募集期間等詳細につきましては、今後当社労働組合と協議の上決定いたします。

## (3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

当社は、本施策を実行することにより、平成22年3月期において自動車用ハーネス事業および汎用光ファイバ事業に関する関係会社株式等評価損、減損損失、特別退職金、棚卸資産評価損失等として連結約40億円、単体約45億円の特別損失の発生を見込んでおります。この内、減損損失等一部につきましては、平成22年3月期第3四半期決算にて計上し、その他につきましては、平成22年3月期にて計上する予定です。

[平成22年3月18日提出の臨時報告書]

## 1. 提出理由

当社は、下記のとおり親会社の異動が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## (1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

名称	三菱マテリアル株式会社
住所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
代表者の氏名	取締役社長 井手 明彦
資本金の額	119,457百万円
事業の内容	セメント・セメント二次製品等の製造・販売、銅・金・銀等の製錬・加工・販売、超硬製品・高機能製品等の製造・販売、機能材料・電子デバイス製品・多結晶シリコン等の製造・販売、飲料用アルミ缶・アルミ圧延品等の製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数および当社の総株主等の議決権に対する割合  
当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数

異動前 79,359個(うち間接所有386個)

異動後 216,277個

当社の親会社の所有に係る当社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 36.85%(うち間接所有0.18%)

異動後 100.00%

(注1) 異動前の「議決権の数」および「総株主等の議決権に対する割合」については、平成21年12月15日現在の株主名簿に基づいております。

(注2) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (3) 当該異動の理由およびその年月日

## 異動の理由

当社は、平成21年11月27日に締結した株式交換契約に基づき、平成22年3月12日に三菱マテリアル株式会社(以下「三菱マテリアル」)を当社の株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。これにより、当社は三菱マテリアルの持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

## 異動の年月日

平成22年3月12日

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第147期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第148期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

三菱電線工業株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 隆哉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 宏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱電線工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電線工業株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(1)に記載されているとおり、会社は銅屑線の評価方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年3月2日

三菱電線工業株式会社  
取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 隆哉 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 宏 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱電線工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱電線工業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用した。
2. 「第5 経理の状況 2 監査証明について」に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。この訂正後の四半期連結財務諸表の「重要な後発事象」に、電装部品事業の構造改革実施の決定に関する後発事象が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

三菱電線工業株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 隆哉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 宏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱電線工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電線工業株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用した。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三菱電線工業株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、三菱電線工業株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管している。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

三菱電線工業株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 宏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 和充 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱電線工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱電線工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.に記載されているとおり、第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、三菱マテリアル株式会社を完全親会社、会社を完全子会社とする株式交換契約が平成22年2月9日開催の臨時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

三菱電線工業株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 隆哉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 宏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱電線工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第146期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電線工業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「重要な会計方針」3.に記載されているとおり、会社は銅屑線の評価方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

三菱電線工業株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 隆哉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 宏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱電線工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第147期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱電線工業株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「会計処理方法の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。